

港湾を兵站基地にするな！ 港湾労働者と戦争を考える

私が「沖繩戦」について 県各地では戦争で亡くなったすべての人の冥福と世界平和を願う「慰霊祭」が行われるにあたり寄稿させていただきます。

2016年3月、全国港湾系中央執行委員長(当時)を団長として真島委員長や遠藤委員長をはじめ対策委員会として団を結成(その他複数の常任中執模)し、沖繩地区港湾山口議長や諸見さんをはじめ沖繩地区港湾の仲間



復帰後の沖繩に基地はいらないとして全港湾沖繩んできたものです。いまは「反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたか」として全港湾青年部のとて大事な運動となっています。

本土復帰から52年を迎える行進でしたが、沖繩では施設数は減っています。多数の米軍施設があり、在日米軍人の数は



人、アメリカ軍1万2、520人が亡くなったときれ、その資格はあるのかといつたなんとも言い難い苦しい感情が起ったのが思い出されます。

今年もいよいよ夏が迫り、改めて、我々は戦争反対と国際平和について今一度真剣に向き合うときです。

全国港湾の取り組みが少しでも反戦と国際平和に向けた取り組みとして関わることができればと改めて痛感しています。そして、沖繩地区港湾の仲間の皆様に対し心から御礼と感謝の意をこの紙面をかりまして述べさせていただきます。

(全国港湾委員長代行・日港労働委員長 竹内 一)

リレー随筆

「5・15沖繩平和行進」に参加して

5月17日、20日にかけて、部と共に参加してきました。「5・15沖繩平和行進」た。この行動は全港湾沖繩んできたものです。いまは「反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたか」として全港湾青年部のとて大事な運動となっています。



復帰後の沖繩に基地はいらないとして全港湾沖繩んできたものです。いまは「反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたか」として全港湾青年部のとて大事な運動となっています。

本土復帰から52年を迎える行進でしたが、沖繩では施設数は減っています。多数の米軍施設があり、在日米軍人の数は

人、アメリカ軍1万2、520人が亡くなったときれ、その資格はあるのかといつたなんとも言い難い苦しい感情が起ったのが思い出されます。

今年もいよいよ夏が迫り、改めて、我々は戦争反対と国際平和について今一度真剣に向き合うときです。

全国港湾の取り組みが少しでも反戦と国際平和に向けた取り組みとして関わることができればと改めて痛感しています。そして、沖繩地区港湾の仲間の皆様に対し心から御礼と感謝の意をこの紙面をかりまして述べさせていただきます。

(全国港湾委員長代行・日港労働委員長 竹内 一)

ここでは、賃金や作業体制・安全などの協定を補完する詳細な規定を集約して編纂されています。

まず第57条「賃金関係の協定」。これは、第4章の産別制度賃金、具体的には、「あるべき賃金」、「標準者賃金」、「産別最低賃金」、「時間外算定基礎分母の規定」になります。賃金は組合が賃上げを要求し続ける限り毎年変わります。産別制度賃金も毎年引き上げを要求しますので変わります。そうした事情から、協定では、次のように明記されています。

第57条 賃金関係の協定

第4章賃金第18条(あるべき賃金)、第19条(標準者賃金)、第20条(産別最低賃金)、第22条(時間外算定基礎分母)に係る諸協定は次の通りとする。

各制度賃金は、あるべき賃金第12章第57条第1項で定める、標準者賃金第2項で定める、産別最低賃金第3項で定める、時間外算定基礎分母第4項で定めるとしています。毎年改定が行われることを想定した協定ですから、このように57条で改定毎にその水準を改定していく方法をとっています。ところが日港協は「産別最低賃金の団交に抵触すること、独禁法に抵触する恐れが払拭できない」とい

港湾産別協定 ⑤4 最終章の第12章 「付属協定」

この裁判で日港協は、これまで「独禁法抵触のおそれ、課徴金を請求される事態になれば大変な事態になる」との主張が主だったものでしたが、今回の行政訴訟で「日港協は、各事業者から産別最低賃金に係る交渉の委任を受けていない」という、これまでと違った主張を始めました。これを認めると、産別交渉、集団的労使関係の根幹が崩れることとなります。この「産別協定の解説

は裁判での審理が限り、不当労働委状態が続く、つまり、日港協の産別最低賃金に関する団交拒否状態が続くことになり、組合の団交権などが行使できず不利益が拡大するとの判断で、緊急に労働委員会の命令を履行させる命令を出すよう求めたものです。

したがって、日港協の「独禁法抵触論」は「不当労働行為」と断罪されたが、履行されることが大事だとして、行政訴訟に移ったとしても、その間の組合の権利を擁護すべきというのが、中労委の判断だという事になります。組合側は、中労委の判断を擁護する立場から、口頭弁論の際には地裁前でミニ集会を開いて、傍聴にも参加して、地裁が公正な判断を行うよう求める行動を続けています。その趣旨からも、日港協の団交拒否は容認できません。

そして、何より中央港湾団交を拒否するという事は、労使協議自体の否定であり、これを容認すれば産別労働運動それ自体が否定されることとなります。日港協の提起する行政訴訟は、絶対に負けれないものです。

今回は、第58条に進みますが、課題毎の詳細な規定を盛り込んであり、膨大な量になるので、柱だけを紹介していく事と